



事務連絡  
令和2年3月17日

各 〔 都道府県  
保健所設置市  
特別区 〕 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症  
対策推進本部

### 新型コロナウイルス感染症患者の自宅での安静・療養について

新型コロナウイルス感染症患者については、原則として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく入院措置が行われているところです。一方、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の対策の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡）において、今後、地域で感染が拡大した状況では、無症状者及び軽症者については、自宅での安静・療養を原則とすることも示しております。現在、各地域で新型コロナウイルス感染症患者が発生しているところですが、当該患者の自宅での安静・療養については、下記のとおり取り扱うようお願いします。

### 記

新型コロナウイルス感染症の無症状者及び軽症者患者の自宅での安静・療養を原則とする対策への移行については、感染症指定医療機関に限らず一般の医療機関においても、感染症病床及び一般病床を含め病床を確保してもなお、「地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重症者や重症化するおそれが高い者に対する入院医療の提供に支障をきたすと判断される場合」に行われる対策であり、対策の移行に当たっては厚生労働省に相談の上、関係者の意見を聴取して判断するよう改めてお願いします。

また、入院医療提供体制の対策の移行を行う場合には、サーベイランス及び感染拡大防止策、外来診療体制の観点からも総合的に検討して判断されるべきものであることにご留意いただきたい。

なお、対策の移行が行われていない段階においても、新型コロナウイルス感染症患者への入院措置を行うに当たって、本人やその家族、受け入れ先の医療機関等と調整を行っている間、当該患者が自宅待機せざるを得ない状況は想定される。その場合には、「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(厚生労働省)及び「新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項」(一般社団法人日本環境感染学会)を参考に、家庭内での感染防止策を十分に行っていただきたい。

(参考)

- 「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(令和2年3月1日 厚生労働省HP)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- 新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項(2020年2月28日 一般社団法人日本環境感染学会 HP)

<http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/dokyokazoku-chuijikou.pdf>

以上